

令和5年度 第1回沖縄県内水面漁場管理委員会議事録

日時 令和5年4月28日（金）

14時07分～14時32分

場所 沖縄県庁9階農林水産部第4会議室

出席者

委員 7名

古谷千佳子委員

(WEB)

金城 政達委員

伊波

實委員

仲村

直委員

立原 一憲委員

宮良

工委員

山川

彩子委員

事務局職員 5名

井上 顕（事務局長）

秋田 雄一（主任書記）

本永 文彦（主任書記）

紫波 俊介（主任書記）

米丸 浩平（書記）

事務局（秋田）

定刻を少し回りましたが、令和5年度第回内水面委員会を開催させていただきます。

事務局（井上） まず議事に入る前に、いつもの確認を3点お願いいたします。携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。発言の際は、議長から指名を受けた上でご発言をお願いいたします。途中退席される際には、挙手の上議長の許可の下、退席されてください。

それでは、ただいまより令和5年度第1回沖縄県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

まずはじめに、今年度から事務局長をやらせていただきます井上と申します。よろしくお願いいたします。

皆様とご連絡していただくのが秋田となります。

事務局（秋田） よろしくお願ひします。

事務局（井上） あと去年と同様、米丸がおりますので、この3名で主に進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

本日の出席状況ですが、事前に津波古委員から欠席のご連絡をいただいております。定数8名に対してウェブでの参加が6名、会議のこの場で1名の、計7名のご出席をいただいております。漁業法第145条第1項の準用規定である第173条第1項による規定を満たしておりますので、本日の委員会は成立しております。

本日はウェブ併用の会議となっております。会場にお越しの方は専用のマイクがありますので、スイッチをオンにしてから発言をお願いいたします。また、ウェブ参加の方は発言される際にマイクをオン、それ以外ではオフをお願いします。カメラは原則オンにしてください。

本日の資料ですが、議事次第、そして議案書、そして添付資料、これの3つになります。お手元にご準備をお願いいたします。

それでは、本委員会の議事の進行につきましては、沖縄県内水面漁場管理委員会運営等規程第6条により、会議の議長は会長が当たると規定されております。

以後の会議の進行は立原会長、よろしくをお願いいたします。

立原議長 皆さんこんにちは。私が沖縄から離れてしまっただけで迷惑をおかけするかもしれませんが、よろしくをお願いいたします。

今回は、初めてウェブ参加のほうが多いという変則的な形になっていますが、事務局のほう、よろしくをお願いいたします。

〔第1号議案 沖縄県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する規定の改正について〕

立原議長 それでは議案の1、沖縄県内水面漁場管理委員会の取り扱う個人情報の保護に関する規定の改正について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（秋田） 事務局秋田のほうから説明させていただきます。

お手元の議案書、第1号議案のほうと添付資料を併せてご覧ください。

1号議案に関して、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、令和5年4月1日から、地方公共団体においても法が適用されることとなることから、個人情報の保護に関する法律施行条例を令和4年12月に制定し、法の施行に必要な事項を定めるとともに、同条例の附則において、現行の沖縄県個人情報保護条例は廃止されることとなりました。

また、知事部局においては、法及び条例の施行に必要な事項を定めるため、知事における個人情報の保護に関する法律施行細則を定め、令和5年4月1日に施行するとともに、同規程の附則において、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則は廃止することとなっております。

内水面漁場管理委員会においても、法及び条例に基づく知事部局の規則の規定の例により、委員会規程を定める必要があることから、沖縄県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する規程の制定を行う必要があります。

今回の委員会では、現行の規則を廃止し、新たに沖縄県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護に関する規程の制定について承認いただきたいと考えております。

今回の規程の改正内容の要点は、内水面委員会の規程において、これまで県の条例・規程に基づいていたものが、法律施行令、法律施行細則及び法律施行細則に基づいて個人情報を扱うものと改正されたこととなります。要するに、これまで自治体ごとに定められていた個人情報保護のルールが、法律により統一された形となります。

添付資料の1ページ目をご覧ください。

添付資料1ページ目は、規程案の概要の説明となっております。

こちらに規程の改正の経緯及び必要性と改正案の概要などが書かれております。

経緯及び必要性に関しては、今私のほうから申し上げたとおりとなっております。3の改正案の概要なんですけども、法及び条例の規定に基づく沖縄県内水面漁場管理委員会における個人情報の保護については、知事における個人情報の保護に関する法律施行細則の規定の例による。

この規則は令和5年4月1日から施行する。

沖縄県内水面漁場管理委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規程、平成17年沖縄県内水面漁場管理委員会告示第2号を廃止するとあります。

ちょっと分かりにくいんですけども、添付資料の3ページ目が改正する部分の対照表になっていまして、先ほどから申し上げておりますように、これまで右側が現行のもので、左側が新たに改正するものなんですけれども、一番分かりやすいように添付資料の最後のページが、ちょっと飛んでしまうんですけども、法の改正の概要を示していまして、左側の見直し前というところが総務省個人情報保護委員会、各地方公共団体等、それぞれ所管がばらばらになって、法律もばらばらになったものを、右側の見直し後という形で仕組みが統一されて、管理やルールが一元化されるイメージです。

それに基づいて、内水面漁場管理委員会の中の規程の書きぶりも変わるという形で、手続的な改正になるんですけども。

この9ページ目が、今回の県条例改正となった改正個人情報保護法についての概要となっております。

ごめんなさい、ちょっと途中飛ばしてしまっただけなんですけども、この法律の改正に合わせて県の条例の改正した概要は、4ページ目から8ページ目の公報のほうに載っています。沖縄県条例、5ページ目に具体的な名前が載っているんですけども、沖縄県条例第54号、個人情報の保護に関する法律施行条例で、県の条例が改正されております。

ちょっとごめんなさい、分かりにくい内容ではあるんですけども、この法律に基づいた規程の改正についてご承認いただけましたら、今後総務私学課に対して、現行規程の廃止と新規規程の制定について告示の掲載依頼を行う予定です。

今回の委員会で議案が承認されましたら、今後5月の県公報に掲載される予定となっております。

事務局からは、ちょっとはしりながら大変申し訳ないんですけども、改正の説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

立原議長 はい、説明どうもありがとうございました。

要するに、法律が改正されて、この4月1日から内水面漁場委員会でも規程を定める必要があるということの説明だったと思います。

今のご説明に対して何かご意見、ご質問のある方、いらっしゃいますでしょうか。

一律の改正ですので、もう問題はないと思います。

どなたかご意見、ご質問ありますでしょうか。

ないようでしたら、この提案に関してご承認いただけますでしょうか。

(「はい」という声あり)

立原議長 では、承認されたということにしたいと思います。

次に、事務局のほうで報告が一つありまして、内水面委員会指示失効後のリュウキュウアユの保全に関する規則等の検討状況について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

事務局(秋田) 1号議案の承認どうもありがとうございます。

続いて報告に入らせていただきます。

今、委員長から説明があったように、今後内水面委員会指示が、今かかっているリュウキュウアユの採捕制限に関して、昨年度末には、前担当のほうから少しお話があったと思うんですが、現行の委員会指示が令和7年の9月までが有効期限となっており、総務私学課からは、この内水面漁場管理委員会の指示は今後発動できないというふうに指摘を受けております。これは、沖縄県内において内水面の漁業権が存在しないことから、このような漁業を管理する上での指示はなじまないということで、今後更新できないということが指摘されています。

実情として、リュウキュウアユが生息する福地ダムや上流の流入河川については、大々的にリュウキュウアユが採捕されるおそれはないものの、現行の指示が失効してしまった後は、採捕制限や保全のためのルールが何もない状態になってしまうおそれがあります。

以上の理由から、今後リュウキュウアユの採捕を制限する制度の再検討を行う必要があります。そこで、今回内水面委員会事務局として、自然保護課の担当に、何らかの条例や法などによって沖縄県内に生息するリュウキュウアユを保全することが検討できないかということ、先週相談してまいりました。

まず相談した内容としては、自然保護課としてリュウキュウアユを県の保全条例の対象として位置づけることは可能かという点と、それから平成7年、過去の協議で自然保護課が現在生息しているリュウキュウアユは奄美から導入した国内移入種であって、保全の対象とはならないという立場をとっていたんですけれども、そのような立場というのは現在も変わらないのかということを確認しました。

これについては、先週確認したところ、まだ担当同士での話だったので、課内で共有して検討するというふうにお答えをいただいております。

今後の対応なんですけれども、自然保護課のほうからも話をいただいたんですけれども、リュウキュウアユが国の法律の種の保存法の対象になれば、もともと奄美から持ってきたアユなんですけれども、生息域を問わずに、以前から先生のほうがご指摘されていたように、域外保全というような考え方で保護することができるのではないかとということで、環境省にこの種の保存法の対象とすることについて相談してみてもどうかということ、連休明けに自然保護課のほうが環境省と話をさせていただく機会をセッティングしてくださるとということで、連休明けにも環境省、奄美の自然保護管理事務所に相談に伺うことになりました。

また、これまでに魚道の整備や河川改修を担当してきた河川課や、現在ダムの管理をしていますダム事務所とも情報共有や相談をする必要があることから、環境省との調整後は、こういった県庁内でも引き続き相談をしていこうということ、と考えております。

ですので、今後の委員会指示が失効してしまった後の保全の在り方としては、一番案としては、種の保存法として保全できるのであれば一番良い形なのかなとは思いますが、次の案として県の条例で保全の対象とできるか、いずれも難しいようであれば、ダムの運用の管理としてダムでの採捕の制限とか、そういった運用の管理の中で採捕を制限するような管理を検討していければというふうに、現在考えております。

併せて、今冒頭でも申し上げたように、沖縄県内においては内水面で漁業権がない状態になっております。このことから、漁業法の改正に合わせて、海区委員会と内水面委員会、法律に基づいて各都道府県に設置されているんですけども、沖縄県は内水面漁場管理委員会を置かなくてもよいというような例外の扱いがされることになっています。

それで、今後漁場管理委員会の在り方についても考える時期になってきていまして、仮にこのリュウキュウアユの規則、指示が失効する7年以降、扱う指示がない状態になってしまうこととなりますので、内水面の漁場管理に関することを海区委員会のほうに統合する案、それから内水面委員会自体を廃止してしまう案、それから、今後内水面漁業が何も沖縄県の中でない状態であるということは、何か出てくる可能性もありますので、休止状態にしておくという案と、いろいろ考えられるかと思えます。

これについては、また引き続き考えていくんですけども、仮に内水面と海区に統合するような形になったとしても、現在漁業としてのリュウキュウアユの利用というのがないので、漁業管理委員会の中でも、今のような形でリュウキュウアユをそのまま採捕制限だったり扱うことは少し難しいのではないかなというのが現在の考えです。

事務局からの報告は以上です。

立原議長 はい、どうも説明ありがとうございました。

ただいまの説明に関してどなたかご意見ある方、挙手お願いいたします。

何かありませんか。

私のほうから一つ、内水面漁場委員会は、恐らく廃止ではなく休止にしておくのがいいのかなという気もします。将来的に一度廃止したものをもう一度というのはなかなか難しいと思いますので、休止にしておけば、もう一度立ち上げるときには立ち上げやすいのかなというような気がします。

リュウキュウアユの採捕申請がなくなると、実質的には審議するものが非常になくなってしまうということを意味しますので、海区に併合してもなかなか難しいのではないかと思いますので。私の個人的な意見としては休止にするのがいいのかなというような感じですけど、皆さんどうでしょうか。何か意見ありますでしょうか。

伊波委員、何かありますか。

伊波委員 今、源河川ではアユの復活に向けて、何かスタートの段階に来ているんですよ。以前のアユがいた川にするというのが目的で、

この10名ほどの委員で源河川にアユを戻したいというので、今立上げ準備中ですね。

だから、この案というのは、今の意見なんですけど、もしも河川に対してリュウキュウアユが自然の状態に戻れる状態になるのを目指して、目標でやっている運動ですので、何か業界も、皆様のご意見どおり、一時的に休会でもいいのかなという意見です。

立原議長 いずれにしても、源河に例えば戻すとすると、何らかの規制はつくらなきゃいけないですよ。現行の条例が使えなくなって、放しても勝手に採っていいということになってしまうと、なかなか維持が難しくなってしまうので、何らかの縛りはつくらなきゃいけないという、その工夫は要るのかなという気がします。

伊波委員 今回の提案ですけど、種苗が生産できて、毎年放流可能なのかなという運動なんです。だから、種苗生産にリュウキュウアユが力を入れられたらいいのかなと思っています。

立原議長 宮良委員、どうぞ。

宮良委員 聞こえない感じですか。

立原議長 大丈夫です。

宮良委員 漁業利用がなされない現状では、内水面の管理としてのルールはいつまでたっても同じことで、難しいんだろうと思います。もちろん、そうすると、やはり先ほどおっしゃられた種の保存法という話の中で、まずは規定していく話を進めるべきじゃないかなと思います。

もう一つは、当然観光振興と一緒にあって、アユをやんばるの名産物として出していくという話が出てくれば、当然内水面漁業との関わりが出るもので、そのときに復活するのであれば、立原会長がおっしゃったような、休止状態を生き返らせてやるというところかと思っていますので、当面はやはりアユを種の保存法で守っていきながら、地域振興にそういうことをやっていくというのが一番順当な道じゃないかなという気はします。すいません、一言申し上げました。

以上です。

立原議長 ありがとうございます。

その他、どなたかご意見ありませんでしょうか。

環境省の種の保全法をかけられれば一番いいんですけども、かけられなかった場合には、恐らく沖縄県の中で、これも条例になるんですけども、縛るということは可能ではあるんですよ。

ただ、魚類は今のところ追加はないと言っていたので、一応それを再提案する形にして、リュウキュウアユを提案して認められてはどうかと

いう形になると思うんですけども、まずは事務局のほうで環境省のほうと折衝していただいて、環境省の種の保存法で縛れるかどうかというのを、まず最初に検討してもらおうということで進めてよろしいでしょうか。

事務局のそれでよろしいでしょうか。

事務局（秋田） はい。

立原議長 それでは、よろしく申し上げます。

この件について、まだ何かご意見ある方いらっしゃいますか、大丈夫ですか。

大丈夫でしたら、今日の議案と報告はこれで終わりたいと思います。

一つ忘れていたんですけど、議事録署名人の指名をするのを忘れていまして、本日の議事録署名人は古谷委員と山川委員にお願いしたいと思っています。

最後に、附帯決議ですけれども、本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正に関しては、事務局に一任するということにしたいと思っています。

それでは、今日の事案を終わりとしたいと思います。

それでは、事務局にお返しいたします。よろしく申し上げます。

事務局（井上） はい、立原会長、ありがとうございました。

それでは、皆様のおかげで議事のほうはスムーズに進行させていただきました。

次回の内水面漁場管理委員会は、6月第4金曜日が慰霊の日で休日となっていることから、6月22日木曜日に開催する予定です。現時点でご都合が悪いことが分かっている方いらっしゃいますでしょうか。

そうしたら、また後日都合が悪くなったときはメールでご連絡、秋田にしてください。

場所は県庁9階農林水産部第4会議室で予定しておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、委員会のほうを終了させていただきます。

ありがとうございました。

令和5年4月28日

議長

議事録署名人

議事録署名人